

3. 河川整備計画の基本事項

3. 河川整備計画の基本事項

3.1 河川整備の基本理念

江ごうの川かわ水系河川整備計画【大臣管理区間】(以下、「本計画」という。)では、江ごうの川かわの特徴を踏まえ、次の3つの基本理念を柱として、治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開します。

★安全・安心な暮らしの推進

江ごうの川かわ水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けての段階的かつ着実な河川整備を進めるものとしますが、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産等を考慮し、災害に強い江ごうの川かわ流域を目指して、流域全体のあらゆる関係者と協働して、治水安全度の向上を図ります。

★清らかな水の恵みと暮らしの営みを支える

人々でにぎわい、多様な生物に富んだ、豊富な水量・良好な水質の川を目指し、限りある水資源の有効利用を図るため、広域的かつ合理的な水利用を促進し、必要な流量の確保に努めます。

★豊かで多様な自然環境と歴史・文化の次世代への継承、身近で親しみある水辺を創出し、人と川のふれあいを深める

多くの魚類を育み、緑の山々と清冽な水とが調和した自然豊かな環境を保全・創出する川づくりや、地域と一体となった川づくりを目指すとともに、江ごうの川かわ上流部においては、一部環境の劣化がみられることから、河川のダイナミズムを回復することにより、河川環境の改善に努めます。

良好な河川環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境については、できる限り向上させるという方針に従って、河川環境の状態や目安となる状態を明確に示し、改善の優先度や改善内容を具体化することによって、河川環境全体の底上げを図ります。

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の対象区間は、江の川水系江の川と支川のうち、大臣管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）である、192.7km（江の川、神野瀬川、馬洗川、西城川及び灰塚ダム、土師ダム）を対象とします。

表 3.2.1 河川整備の計画対象区間

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
江の川※ ¹	広島県境まで	河口まで	86.3
江の川※ ²	左岸：広島県安芸高田市八千代町土師 右岸：広島県安芸高田市八千代町土師	島根県境まで	77.9
神野瀬川※ ²	布野川への合流点	江の川への合流点	
馬洗川※ ²	左岸：広島県三次市南畑数字下掛原 右岸：広島県三次市四十貫町字樋ノ尻	江の川への合流点	
西城川※ ²	左岸：広島県三次市三次町字五日市 右岸：広島県三次市三次町字檜原	江の川への合流点	
灰塚ダム※ ²	上下川	左岸：広島県三次市吉舎町大字安田 右岸：広島県三次市吉舎町大字安田	19.3
	杉谷川	左岸：広島県三次市三良坂町大字灰塚 右岸：広島県三次市三良坂町大字灰塚	
	大谷川	左岸：広島県三次市三良坂町大字大谷 右岸：広島県三次市三良坂町大字大谷	
	田総川	左岸：広島県庄原市総領町大字稲草 右岸：広島県庄原市総領町大字稲草	
	木屋川	左岸：広島県庄原市総領町大字木屋 右岸：広島県庄原市総領町大字木屋	
土師ダム※ ³	江の川	左岸：広島県山県郡北広島町川井 右岸：広島県山県郡北広島町川井	9.2
大臣管理区間合計			192.7

※1：浜田河川国道事務所管理区間 ※2：三次河川国道事務所管理区間
 ※3：土師ダム管理所管理区間



図 3.2.1 河川整備計画の対象区間

3. 河川整備計画の基本事項

3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とします。なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。